



自治労連
新聞

ふりーじあ

本部 〒114-8508 東京都北区王子本町 1-15-22 北区役所 B1 全連協事務所内 (03)3907-5177

全国自治団体労働組合連合

ふりーじあ 第40号
発行日：令和元年5月
自治労連教宣部発行

自治労連全国ユース部代表者会議 in 国会議事堂



ユース対策部では、平成31年2月22日から23日にかけて、第17回となるユース部全国代表者会議を、東京都内で開催しました。



小林正夫参議院議員と議員会館内で意見交換

1日目は、かねてより希望の声が多かった「国会見学」を実施しました。今回の国会見学は、自治労連が推薦しており、民社協会会长でもある小林正夫参議院議員、民社協会常任理事でもある浜野喜史参議院議員のご協力を得て実現しました。参議院会館に到着後、両議員からは、日頃の支援と協力のお礼を兼ねてご挨拶いただき、両議員との意見交換の時間も設けることができました。

1日目

念願の国会見学！

最初は、普段あまり接する「ことのない国会議員との意見交換」ということで、参加者からはなかなか質問等が出ず、逆に議員の方から声をかけていたが、次第に参加者から忌憚のない質問が投げかけられ、田口の議員活動の状況や休日の過ごし方など、幅広い意見交換を行うことができました。



国会議事堂で説明を受けるユースの皆さん

国会見学を終えた後は、浜野議員より、議員会館の事務所を案内いただき、執務室や秘書の方々の体制等、話を伺うことができました。

平成30年度の開催場所となつた西都市を除く6単組から、プロジェクトーやパンフレットを活用したり、またあえて口頭での説明だけでプレゼンするなど、各々が思ひ思いの手法で、参加者に訴えかけました。

参加した単組のプレゼンター



緊張しながら浜野喜史参議院議員と名刺交換

2日目

プレゼンテーション研修

つづいて、念願の国会議事堂の内部の見学に移りました。担当者から、衆議院と参議院とで造りや設備に違いある等の説明を受けると、参加者からは驚きの反応が見られ、担当者に質問をする姿も見られるなど、国の政治を司る国会見学という機会を有意義に過ごしている様子が伺えました。

2日目は、前年度に引き続き「プレゼンテーション研修も兼ねてユース世代単組間交流会の開催場所を決定しようと、参加者各々が住んでいるまでは働いているまちをアピアしていただきました。

- ★荒尾市：荒尾市に残る伝統技術の体験（日本刀作刀見学や、小代焼（陶芸）体験）
- ★熊本市：世界女子ハンドボールの観戦を通して観光客に対するおもてなしや熊本城の復旧過程を実際に感じてもらいたい

えびの市の市章



★えびの市
「トレッキングや
池巡り、キャンプ場
でBBQや温泉」が
最優秀!!

BBSQや温泉」が選ばれました。



プレゼンの様子。真剣に我がまちをPR!!

今回の代表者会議では、「これまで開催「」と実施した参加者によるアンケートにおいても多数の希望があつた体験型の国見学を行つた」とで、これまでの講義スタイルの研修とは違つた学習や、横のつなぎがより一層強固なものとなつただけでなく、プレゼン研修においても、人前で発表する機会をつくり、要点を分かりやすくまとめ、的確に相手に伝える手法を養う」とで、今回の研修を通じた経験が今後の組合活動はもちろんどと、日々の業務に活かされることを期待しています。



お疲れの様子もうかがえるが、最後まで頑張った

【中央執行委員会コース対策部】より

祝！自治労連 結成50周年

～「友愛と信義」 変わらず守り続けたもの～



第50回定期大会&結成50周年記念レセプション

令和元年5月17日（金） 東京グランドホテル

令和元年5月17日（金）、東京グランドホテルにて、第50回定期大会及び結成50周年記念レセプションが開催されます。

私たち自治労連は1970年4月1日に結成し、活動を積み重ね50年の年月を迎えた。結成以来、一貫して「自由と民主主義と社会正義」を基本理念に「友愛と信義」の精神で運動を展開してまいりました。50周年の節目に当たり、記念の瞬間を喜ぶとともに、これからも民主的な労働運動の展開を求め、自治労連ならではの独自の視点で、組織の拡大と連携を図ってまいりましょう。

地元

伝統行事



宮古島市の市章

ユネスコ登録決定！（来訪神パーントウ）

沖縄県宮古島市の伝統行事を紹介



パーントウは、宮古島市の島尻地区と野原地区でそれぞれ行われている伝統行事のことで、秋と冬の節目に訪れ集落の厄を払い、福を招く来訪神とされます。島尻と野原では外見や厄払いの方法が両地域で異なり、それぞれ特徴があります。

島尻地区のパーントウ行事は旧暦の九月に行われ、「キヤーン」と呼ばれるつる草で体を覆い、仮面をかぶつて全身に臭い泥を塗った異形の神で「ンマリガ一」（生まれ井戸）から出現します。泥を塗ることで悪霊を退散させ厄払いになるとされ、新生儿や新築住宅、新車を中心泥を塗りたくりながら集落を練り歩きます。



野原地区では旧暦十二月最後の丑の日に行われる行事サティバロウ（里払い）の中でパーントウが出現します。地域の少年の中から一人が仮面を着けてパーントウに扮し、他の子供達や地域の女性達が行列を作つて「ホーイ、ホーイ」とかけ声を上げながら集落を練り歩きます。鬼の姿をした異形の「神」が家々を毎年回るという、なじみ深い行事が世界的な評価を受けました。

連載

第4回 会計年度任用職員制度（地方公務員法の改正）

～法に明るい職員をめざして～

全国自治団体労働組合連合
顧問 森 幸二

「自治体職員の職（任用方法）」

職員の職（任用方法）には、正規職員、再任用職員、短時間勤務再任用職員、臨時的任用職員、期限付任用職員、短時間勤務期限付任用職員があります。2020年度からは、これに、会計年度任用職員（フルタイム）と会計年度職員（パートタイム）が加わります。

どの職（任用方法）を充てるかは、その業務の「質」と「量」によって決められます。

- ①業務の質——（ほぼ）正規職員を置くべき内容を持つ業務であるか。
- ②業務の量——正規職員と同じ勤務時間が必要な業務であるか。

この二つの要件にしたがって、職（任用方法）を分類すると以下のようになります。

- A=①〇②〇——正規、再任用、任期付、臨職
- B=①〇②×——短時間再任用、短時間任期付
- C=①×②〇——会計年度（フルタイム）
- D=①×②×——会計年度（パートタイム）

【職を占める職員】

私たち自治体職員は、地方公務員法では、「○の職を占める職員」と表現されています。これは、職があつて、その職に職員が充てられる、つまり、その職に相応しい者が職員であるという意味です。職員に合わせて職を設けるのではありません。民間にはない、わたしたちの身分保障も「職員」ではなく、「職」を守るためにある」とを改めて確認しておきましょう。

「嘱託職員」の廃止と臨職の適正化

会計年度任用職員制度の創設により、「嘱託職員」という制度外の任用はできなくなります。会計年度任用職員を充てるか、その業務を委託する」とになると考えられます。また、通年的な業務について、同じ者を毎年、繰り返し臨時的に任用するともできません。

教育宣伝部からのお知らせ

【法務相談室について】

組合活動や仕事の中での法的な疑問等について、森顧問までご相談ください。

Informatio

【募集します】

連絡先は kusu4809@yahoo.co.jp です。

各単組の風景写真（HP掲載用）や大・イベント情報を待ちしています。メールにて記事と写真を自治労連本部までお送り下さい。